

別記様式第1号(第四関係)

はりがやちくかつせいかけいかく
針ヶ谷地区活性化計画

栃木県宇都宮市

栃木県

平成19年8月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	針ヶ谷地区	都道府県名	栃木県	市町村名	宇都宮市	地区名(※1)	針ヶ谷地区	計画期間(※2)	平成19年度～平成23年度
-------	-------	-------	-----	------	------	---------	-------	----------	---------------

目標 : (※3)

針ヶ谷地区においては、**ほ場条件の整備や農用地の集団化を図り、担い手への農地の集積を促進し、麦や大豆の団地化を進めるとともに、立地条件を活かした梨栽培などにより地域の活性化を図るため、経営体育成基盤整備事業の着手を目指す。**

目標設定の考え方

地区の概要 :

宇都宮市は、東京から約100キロ、栃木県のほぼ中央に位置しており、肥沃で広大な農地や市内東部を流れる鬼怒川、中央部を流れる田川、西部を流れる姿川など、恵まれた地勢と気候を活かし、多様な農業が展開されている。平成19年には、農村地帯である旧河内町や旧上河内町と合併し50万都市となった。針ヶ谷地区の存する雀宮地域は、中央部は市街化区域、東部は田川沿いに広がる水田地帯、西部は樹園地や畑作地帯と3つの地域で構成されている。東部は水稻のほかにイチゴ栽培が盛んであり、農産物の直売所や農産加工活動が活発に展開されている。西部は梨の「にっこり」の導入や機械化による労働負担の軽減などにより「たまねぎ」の生産振興を図っている。針ヶ谷地区は西部地帯に位置し、特に梨の栽培が盛んである。

現状と課題

針ヶ谷地区の耕作地は大半が水田であり、その水田の区画は小さく不正形であり、作業効率は非常に悪い。営農形態を見ると水田農業を中心で野菜を組み合わせた農家、水田農業に梨の栽培を組み合わせた農家、梨の栽培が中心の農家に分けられる。農業従事者の年齢層を見ると50歳代が約40%、60歳以上が約45%で高齢化が進んでおり、また、後継者問題も抱え、活力が低下しているのが現状であり、今後どのように地域の活性化を図るかが課題である。

今後の展開方向等(※4)

針ヶ谷地区においては、国道4号と栃木街道を結ぶ県道安塚街道が地区内を通過している。また、宇都宮環状線から比較的近距離にある。更には、現在北関東横断道路整備工事が行われており、一部開通し、インターチェンジも完成、既に利用されている。このように、針ヶ谷地区は立地条件に恵まれていることから、立地条件を活かした地域産物である梨の直販体制を促進するなど、立地条件を活かした営農形態を確立するとともに、ブランド化により生産振興を図る。また土地改良事業を行い、大区画圃場を整備することで作業効率を向上させるとともに、担い手農家に農地の集積を行い、麦や大豆栽培の団地化を推進することで活性化を図ることとする。このようなことで針ヶ谷地区の活性化を図り、定住環境の整備促進を図っていく。

【記入要領】

※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。

※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第6号の規定により、活性化計画の目標を達成するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。

※3 「目標」欄には、法第5条第2項第2号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。

※4 「今後の展開方向」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。
また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には活性化計画の目標達成にどのように寄与するかも明記する。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1)法第5条第2項第3号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
宇都宮市	針ヶ谷地区	経営体育成促進換地等調整事業(農用地等集団化)	栃木県土地改良事業団体連合会	有	イ	

(2)法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3)関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4)他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

【記入要領】

※1 「法第5条第2項第3号に規定する事業」欄には、活性化計画の目標を達成するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について

記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。

※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあっては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。

※3 「法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。

※4 「法第5条第2項第4号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。

※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3項の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。

※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第2項第5号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

針ヶ谷地区(栃木県宇都宮市)	区域面積 (※2)	31ha
区域設定の考え方 (※3)		
①法第3条第1号関係: 当該区域の総面積31haのうち農林地面積は26. 5haで85.5%を占め、9割以上が農林漁業従事者であり、農林業以外の製造業はない。		
②法第3条第2号関係: 地域の高齢化が進み、H12年とH17年を比較すると12.5%→15.9%に増加しており、活性化のためには、定住を進めることが必要不可欠な区域である。		
③法第3条第3号関係: 区域内には商店はなく、家屋もまばらであり、市街地を形成している区域は含んでいない。		

【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの		既に有している権利に基づくもの		土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者	権利の種類(※1)	土地所有者	農地(※2)	市民農園施設	

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

【記入要領】

- ※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- ※2 「市民農園整備促進法法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。
- ※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- ※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- ※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- ※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。

※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法 (※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等 ① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3) ② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4) ③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項 ① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6) ② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第7項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等

農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払い方法」欄には、法第5条第7項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払い方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る貸借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

【記入要領】

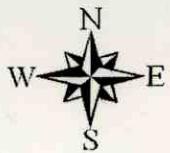
※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにはかんがみ、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。



S=1:25,000

